

平成 26 年度山梨県計画
に関する事後評価

平成 29 年 9 月

山 梨 県

3 . 事業の実施状況

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6】 在宅医療チーム形成促進事業	【総事業費】 17,317 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	・ 複数のかかりつけ医や多職種による研修会等を開催した診療所等の数 現状：0 施設 目標：50 施設	
事業の達成状況	・ 在宅多職種の連携推進に向け、病院・診療所を中心とした 16 チームの多職種連携チームを形成、72 施設の診療所等が研修会等に参加	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 平成 26 年度から平成 28 年度の間には医師、歯科医師、看護師、ケアマネージャ等の医療・介護関係者による多職種連携チームが 16 チーム形成され、在宅多職種の連携により医療・介護サービスが切れ目無く提供される体制が構築されている。</p> <p>(2) 事業の効率性 在宅医療チーム形成に要する経費を助成することにより、在宅医療の実施に必要な在宅多職種のチームが効率的に形成されている。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.7】 在宅医療提供体制機能強化事業	【総事業費】 347,321 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 在宅医療の実施に必要な医療機器等の整備を行った医療機関等の数 現状：0 施設 目標：100 施設	
事業の達成状況	・ 133 の医療機関等が在宅医療の実施に必要な機器等を整備	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 在宅医療の実施に必要な医療機器やシステム等の整備に対し助成することにより、在宅医療に携わる医療機関の拡大や既存の在宅医療機関の機能が強化され、県内における在宅医療提供体制が充実・強化される。</p> <p>(2) 事業の効率性 補助対象を在宅医療に直接使用する医療機器やシステム等に限定しており、効率的に県内における在宅医療提供体制の強化が図られる。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.16】 在宅歯科医療連携拠点整備事業	【総事業費】 12,132 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 在宅歯科医療推進に向けた山梨県歯科医師会館の改修 1 箇所	
事業の達成状況	・ 在宅歯科医療推進に向け、山梨県歯科医師会館を改修	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 高齢社会を迎え在宅歯科診療の重要性が一段と高まっており、在宅歯科医療人材の育成や在宅歯科診療の実施に向けた拠点を整備する必要がある。</p> <p>(2) 事業の効率性 効率的に事業が実施され、平成 28 年度中に事業完了した。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.22】 在宅医療広域連携等推進事業	【総事業費】 2,866 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	<p>アウトプット：在宅多職種広域連携会議の開催 (5 保健福祉事務所(支所)、各 3 回/年間) 在宅多職種人材育成研修会の開催 (5 保健福祉事務所(支所)、各 2 回/年間)</p> <p>アウトカム：各保健福祉事務所管内の実情に応じた在宅医療提供体制の強化 市町村における在宅医療・介護連携推進事業の実施体制の整備 (実施市町村数 16 市町村(H27) 全 27 市町村(H30))</p>	
事業の達成状況	<p>・5 保健福祉事務所(支所)により在宅多職種広域連携会議が年間 17 回開催された。</p> <p>また、在宅多職種人材育成研修会が年間 18 回開催された。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 保健福祉事務所単位で広域連携会議等を開催することにより、市町村圏域を超えた在宅医療・介護関係者・市町村間の連携促進、在宅多職種人材の育成が図られる。</p> <p>(2) 事業の効率性 地域の在宅医療、介護等のネットワークや経験・知識を持ち合わせた保健福祉事務所が主体となることで、効率的な事業の実施が図られる。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.23】 在宅医療介護連携事業	【総事業費】 2,162 千円
事業の対象となる区域	中北	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	<p>アウトプット： ICT を活用した在宅医療・介護連携システムの運営 (利用機関数：60 機関 (H27) 維持 (H29))</p> <p>アウトカム： 中北地域における在宅多職種連携促進 中北地域における訪問診療実施施設数 (病院：6 施設 (H27) 7 施設 (H29)) 一般診療所：61 施設 (H27) 67 施設 (H29))</p>	
事業の達成状況	・ICT を活用した情報共有が図られることにより、在宅医療と介護の効率的な連携が図られた。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 ICT を活用した在宅医療・介護連携システムの運営支援により、連携システムの定着を促進し、地域において多職種間の時間に縛られない効果的・効率的な連携が図られる。</p> <p>(2) 事業の効率性 地域において在宅医療に先駆的に取り組む甲府市医師会に助成することで、効率的な事業実施を図る。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.24】 在宅医療総合推進拠点整備事業	【総事業費】 1,191,790 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 29 年 2 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	<p>在宅医療の推進に向け、かかりつけ医等在宅医療人材の育成や、医療・介護の枠を超えた多職種連携の促進等在宅医療提供体制の強化を図るため、在宅医療の多様な研修機会の提供、研修会を通じた多職種間の相互理解の促進、県民への在宅医療の普及啓発等を行う在宅医療総合推進拠点の整備を支援する。</p> <p>アウトプット： 在宅医療総合推進拠点の整備 1 箇所 かかりつけ医育成研修会の開催 10 講座/年</p> <p>アウトカム： 在宅療養支援診療所の数 61 施設(H28) 61 施設以上(H31) 具体的な数値目標は、H30 年度からの次期医療計画を受けて設定</p>	
事業の達成状況	・在宅医療の推進に向け、山梨県医師会館の建設工事着工。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 超高齢社会を迎え在宅医療の重要性が一段と高まっており、かかりつけ医の育成、多職種の協働・研修等の在宅医療推進に向けた拠点を整備する必要がある。</p> <p>(2) 事業の効率性 平成 29 年度中の事業完了に向け、効率的に事業を実施する予定である。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.30】 発達障害児医療支援ネットワーク構築事業	【総事業費】 2,459 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	・ 発達障害の診療を標榜する医療機関 現状：13 箇所 目標：増加	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度 検討委員会の開催（3 回） 研修会の開催（1 回） 診療マニュアルの作成・発行（200 部） ・ 平成 28 年度 検討委員会の開催（3 回） 研修会の開催（1 回） 診療連携に必要な連携シートの作成 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>発達障害のある子どもがより身近な場所で医療が受けられる体制を整備する必要があることから、地域の小児科医が発達障害の診断や専門医療機関へのつなぎ、その後の診療を担えるよう、基本的な知識や診断、治療について習得する機会を確保すること、また、具体的な診療連携のための仕組みについて検討を行うことは有効である。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>多くの症例に遭遇する可能性が高く、すでに一定以上の知識と技術を有する小児科医に対し、専門機関であるところの発達総合支援センターが事業主体となって診療連携に必要なマニュアル及び連携シートの作成や、研修等の機会を確保することで効率的に発達障害医療の質を高めることができる。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.39】 看護職員確保対策事業（地域看護就業促進事業）	【総事業費】 3,200 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員就業相談会の開催 年 1 回（5 地域） ・就業支援（就業継続）のための研修会の開催 年 1 回（5 地域） 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度実績 <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員就業相談会の開催 2 地域 ・再就業支援のためのポスター作成 1 地域 ・就業支援（就業継続）のための研修会の開催 3 地域 平成 28 年度実績 <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員就業相談会の開催 3 地域 ・再就業支援のためのポスター等作成 3 地域 ・就業支援（就業継続）のための研修会の開催 5 地域 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 就業相談会の実施によって再就業に結びついた看護職員もあり、地域の看護師確保につながった。</p> <p>（2）事業の効率性 地域ごとの病院の看護管理者等が集まる場を活用し、事業を効率的に推進できるように検討を行っていく。</p>	
その他		